



一般社団法人
住宅リフォーム推進協議会



より満足できる
住生活の実現に向けて



一般社団法人化を機に より豊かな住生活実現の 力強い推進役に

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会は、住宅及び住宅リフォームの関連業界団体等が一体となって、相互に連携を図りながら、住宅リフォームの推進に向けた事業を展開しています。

居住水準、住宅の機能・性能向上のためのリフォーム等に関する情報発信を行い、事業者の技術力・営業力の向上と、消費者の満足を通して、より豊かな住生活づくりの推進役としての役割を担っていきます。

協議会の沿革

- 2000 ・ 11月、任意団体として「住宅リフォーム推進協議会」設立
- 2001 ・ ウェブサイト開設 (<http://www.j-reform.com/>)
・ 「住宅リフォーム事業者倫理憲章」を制定
・ 「住宅リフォーム工事標準契約書式」を作成
・ 「住宅リフォーム工事トラブル防止のポイント」等、リフォーム事業者やエンドユーザーに向けての冊子を作成
- 2002 ・ 「安心リフォーム推進」のための広報活動開始
- 2003 ・ 住宅リフォームに関する講演活動を開始
- 2005 ・ 「安心リフォーム推進宣言」の発表

- 2006 ・ 安心リフォームの定着をめざし、冊子の作成と普及活動を実施
- 2007 ・ 全国のリフォーム相談窓口に向けて、リフォームに関する冊子を発行、全国に頒布
- 2008 ・ 12月5日、一般社団法人に移行
・ 「超長期住宅に資する新しいリフォームのあり方検討委員会」を開催
- 2009 ・ 住宅リフォームステップアップセミナーを全国で開催
- 2010 ・ 4月1日、東京都千代田区麹町4丁目へ移転
・ 長寿化リフォームセミナー等を全国で開催
・ 住宅リフォーム相談窓口担当者等講習会を開催
- 2013 ・ 8月26日、東京都千代田区富士見2丁目へ移転

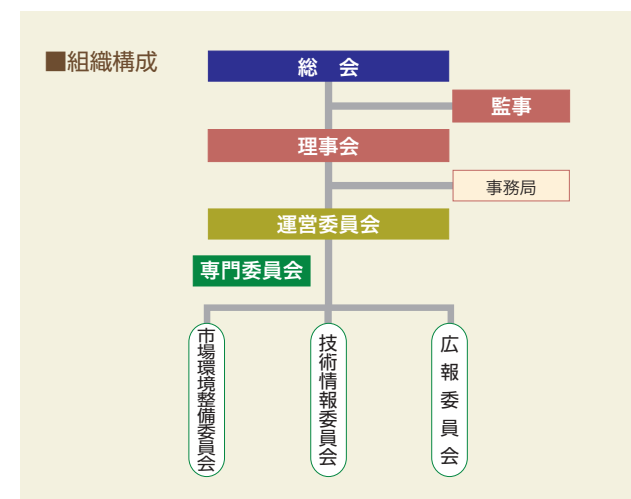
事業案内

■事業目的

「住宅リフォーム市場の環境整備と需要喚起」

住宅リフォームは工事内容が様々なうえにその範囲も広く、消費者がリフォームを理解し適切な情報活用に至るまでには大変な労力を必要とします。またリフォーム事業者にとっても、新たな技術に対応し、多様化するユーザーニーズに応えるためには、継続的な情報取得と自己研鑽が欠かせません。一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会は、住宅リフォームを取り巻く環境を整備し、消費者・リフォーム事業者双方にとって有益かつ健全なリフォーム市場の形成に努めてまいります。

■事業の重点



1 住宅リフォーム推進のための諸制度の改善活動と普及企画

- リフォーム税制、保険制度の普及促進。
- リフォーム工事に係る標準契約書式の作成ならびに普及促進。

2 地域における住宅リフォーム推進体制への支援と連携

- 住宅リフォームに関するテキスト、パンフレットを作成し提供するなどの地域推進協議会の支援事業、企画運営。
- セミナー講師育成による地域推進協議会主催セミナーの開催支援。地域協議会活動活性化の連携事業の企画運営。等

3 長寿命化リフォームの推進

- 長寿命化リフォーム概念の普及・広報活動。
- 性能向上リフォーム奨励策企画、長寿命化リフォーム実行モデルの収集と紹介活動。等

4 住宅リフォーム産業の動向把握

- 新事業(要素技術、事業モデルなど)の実例の収集、紹介。
- 異業種、業界間ジョイント等の取り組み事例の収集ならびに普及支援策としての提案活動。
- リフォームの実態の調査。等

5 消費者への啓発・情報提供

- リフォームの進め方や各種支援制度の概要をまとめた冊子の発行。
- 消費者向け需要喚起策企画とセミナー企画運営。等

6 事業者への啓発・情報提供

- 事業者向け長寿命化リフォームセミナーの企画開催。
- 事業者向け情報ツール、法令ガイド等の作成。
- 他セミナー用教材の作成。等

住宅リフォーム事業者 倫理憲章

良質な住宅ストック形成と美しい街並みの整備を通して、21世紀の豊かな文化の創造と社会の持続的発展の実現のため、住宅リフォーム産業に期待される社会的使命は大きい。

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会は、以下の「住宅リフォーム事業者倫理憲章」を定め、事業者への定着と事業環境の整備を推進する。この憲章は、住宅リフォームに関連する事業者が、その社会的使命に応え、それぞれの業態に応じて事業を適切に行う際の共通の行動規範となるものである。

- 1 依頼主の期待に応え、
住み心地や資産価値が最大となるよう努める。
- 2 依頼主が適切な選択と判断ができるよう、
常に正確な情報の提供に努める。
- 3 見積りや契約等について誤解を生じないよう
正確で分かりやすい書面により適正な業務遂行に努める。
- 4 依頼主にとってよき相談者となり、
クレーム等に対して誠実な対応に努める。
- 5 関係法令を遵守し、
さらに高い品性とモラルの保持に努める。
- 6 住まいの質の向上を目指し、
専門知識の習得と技術・技能の研鑽に努める。
- 7 依頼主の理解と協力を得て、健康で安全な生活環境の実現と
資源の有効利用等による地球環境保全への寄与に努める。

住宅リフォーム事業者倫理憲章とは、消費者が安心してリフォームできるために、事業者が守るべき規範を定めたものです(2001年制定)。



一般社団法人
住宅リフォーム推進協議会

〒102-0071

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 4階

TEL.03-3556-5430

FAX.03-3261-7730

Email:suishinky@j-reform.com

URL: <https://www.j-reform.com>

- JR飯田橋駅 東口改札 徒歩3分
- 有楽町線・南北線・東西線・都営大江戸線 飯田橋駅 A4出口 徒歩2分

